平成２６年（フ）第３６６号
兵庫県姫路市余部区上余部50番地１　市営余部住宅４―42
債務者　西沢　琳菜（旧氏名馬莉娜）
１　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３７９号
兵庫県姫路市四郷町見野858番地　四郷町見野団地125号
債務者　南　まさ子
１　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１２５６号
福岡市南区多賀２丁目１番112号
債務者　竹内　成柔
１　決定年月日時　平成26年９月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３００号
福岡市早良区脇山１丁目20番９―５号
債務者　水崎　光輝
１　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３０１号
福岡市早良区脇山１丁目20番９―５号
債務者　水崎　伸子
１　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３０３号
福岡市早良区小田部６丁目１番22―502号
債務者　大長　博文
１　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３１５号
福岡県太宰府市通古賀２丁目８番２―202号
債務者　佐藤　英明
１　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３２０号
福岡県糟屋郡宇美町若草２丁目６番25号
債務者　森山さゆり
１　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３４３号
福岡県福津市津屋崎３丁目10番２号
債務者　萩尾　紗加
１　決定年月日時　平成26年９月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３４５号
福岡市南区那の川１丁目３番７号
債務者　梶原　　茂
１　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３５４号
福岡市博多区麦野６丁目24番19―203号
債務者　川口　知子
１　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３５５号
福岡県糟屋郡久山町大字久原1941番地４
債務者　森　　仁志
１　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３５９号
福岡県筑紫郡那珂川町中原６丁目14番２号
債務者　渡邉　　茂（旧姓尾形）
１　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３６１号
福岡市東区香椎駅東１丁目６番６―203号
債務者　石井　和生
１　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３７２号
福岡県筑紫野市湯町２丁目１番３号
債務者　福田さおり
１　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３７７号
福岡市南区若久３丁目47―22、住民票上の住所福岡市博多区古門戸町６番17号
債務者　小宮　清和
１　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３７８号
福岡市東区筥松２丁目３番12―505号
債務者　重　　哲治
１　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３７９号
福岡市中央区渡辺通５丁目８番18―105号
債務者　川本　　舞
１　決定年月日時　平成26年９月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部